

(52) 市町村に対する保育の実施に関する技術的助言等の実施 (地方自治法245の4)					○					○	地域振興局長 支庁長	課長は、本庁が実施するものに限る。
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	---	---------------	-------------------

別表第 6 青少年男女共同参画課 (男女共同参画室を含む。) の表13の項第12号中

「

○												
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

「

○				○	地域振興局長 支庁長	課長は、本庁が実施するものに限る。
---	--	--	--	---	---------------	-------------------

に改め、同項第20号を次のように改める。

(20) 認定こども園の設置者からの報告の処理 (法30①)					○					○	地域振興局長 支庁長	課長は、本庁が実施するものに限る。
--------------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	---	---------------	-------------------

別表第 6 青少年男女共同参画課 (男女共同参画室を含む。) の表13の項第21号を同項第22号とし、同項第20号の次に次の 1 号を加える。

(21) 認定こども園の設置者に対する報告の徴収 (法30②)					○							
---------------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 青少年男女共同参画課 (男女共同参画室を含む。) の表17の項第 1 号、第 2 号及び第 6 号中

「

○												
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

「

○				○	地域振興局長 支庁長	課長は、本庁が実施するものに限る。
---	--	--	--	---	---------------	-------------------

に改める。

別表第 6 企画課の表に次の 1 項を加える。

4 知事の特に命じた事項に関する事務	(1) 特命事項に関する基本方針の決定		○									
	(2) 特命事項に関する各部間の総合調整			○								
	(3) 特命事項に関する関係機関、団				○							

	体等との連絡調整											
	(4) 特命事項に関する必要な調査の実施及び資料の収集				○							

別表第 6 世界文化遺産課の表を削る。

別表第 6 離島振興課の表中 3 の項を 4 の項とし、 2 の項の次に次の 1 項を加える。

3 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法 (平成28年法律第33号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務	(1) 地域社会の維持に関する計画の決定 (変更を含む。) 並びに公表及び内閣総理大臣への提出 (法10①⑥⑩)		○									
	(2) 地域社会の維持に関する計画の決定 (変更を含む。) に係る関係市町村への意見聴取 (法10③⑩)				○							

別表第 6 統計課の表の次に次の 5 表を加える。

かごしま P R 課

事務の種類	事 項	合議先	決 裁 区 分							所長名	備 考	
			知 事	専 決 者					受 任 者 所 長			
				副 知 事	部 長	課 長	課 長 補 佐	係 長				所 長
1 県外等への広報活動に関する事務	(1) P R 基本戦略の策定		○									
	(2) P R 活動年間実施計画の策定				○							
	(3) P R 活動に関する事業の実施					○						
2 県産品の販売対策に関する	(1) 県産品宣伝販売促進活動指針の				○							

	(4) 製造協同組合等の振興計画の変更の認定等に係る意見の具申（法5④, 8④, 10④, 12④, 14④）					○							
5 貿易の振興に関する事務	(1) 貿易振興事業計画の決定		○										
	(2) 輸出入促進に関する事業の実施					○							
	(3) 海外市場開拓に関する事業の実施					○							
	(4) 商談会に関する事業の実施					○							
	(5) 鹿児島県貿易協会の指導					○							
6 知事トップセールスに関する事務	トップセールスの実施					○							
7 薩摩大使に関する事務	(1) 薩摩大使の任命				○								
	(2) 薩摩大使ミーティングの実施					○							

広報課

事務の種類	事 項	合議先	決 裁 区 分							所長名	備 考	
			知 事	専 決 者					受任者所長			
				副 知 事	部 長	課 長	課 長 補 佐	係 長				所 長
1 広報に関する事務	(1) 広報活動の年次計画の決定		○									
	(2) 広報媒体に関する基本方針の決定		○									

	(3) 広報企画 会議の招集				○							
	(4) 広報媒体 利用計画の 決定及び通 知					○						
	(5) 印刷広報 媒体の企画, 編集及び印 刷					○						
	(6) 電子広報 媒体の企画 及び運営					○						
	(7) テレビ・ ラジオ放送 の企画及び 制作					○						
	(8) 広報連絡 調整会議の 招集					○						
	(9) 月間・週 間行事業務 予定表の作 成及び配布							○				
	(10) 庁内広報 及び庁内放 送							○				
2 広聴に 関する事 務	(1) 広聴に関 する基本方 針の決定			○								
	(2) 「知事と 語ろう車座 対話」の開 催					○						
	(3) 県政モニ ターに関す る事務					○						
	(4) 陳情書等 の処理					○						
	(5) 県民相談 の処理					○						

観光課

事務の種類	事項	合議 先	決 裁 区 分							所長名	備 考
			知 事	専 決 者					受 任 者 所		
				副 知 事	部 長	課 長	課 長 補 佐	係 長			

1 国際観光ホテル整備法 (昭和24年法律第279号。以下この項中「法」という。) の施行に関する事務	(1) 登録ホテル又は登録旅館の施設の改善等の指示及び観光庁長官への通知 (法12②③, 法18②)					○							
	(2) 登録ホテル又は登録旅館の施設の管理方法の改善等の指示及び観光庁長官への通知 (法13②③, 18②)					○							
	(3) 登録ホテル業又は登録旅館業を営む者からの報告の徴収 (法44①)					○							
	(4) 登録ホテル又は登録旅館への立入検査の実施 (法44③)					○							
2 旅行業法 (昭和27年法律第239号) の施行に関する事務 この項中旅行業法を「法」、旅行業者営業保証金規則 (平成8年法務省・運輸省令第1号) を「省令」という。	(1) 旅行者等の登録及びその拒否並びにそれらに係る意見の聴取 (法3, 5, 6, 23)					○							
	(2) 旅行者の登録の更新 (法6の3 ① ② [6])					○							
	(3) 変更登録等の届出の処理 (法6の4)						○						
	(4) 旅行者からの営業保証金の供							○					

託をした旨の届出等の処理 (法 7 ②, 18②, 22の15④)										
(5) 旅行者に対する営業保証金の供託をした旨の届出をすべき旨の催告 (法 7 ④)				○						
(6) 営業保証金の供託をした旨の届出を提出しない旅行者の登録の取消し (法 7 ⑤)				○						
(7) 営業保証金追加供託の届出の処理 (法 8 ③ [7 ②])					○					
(8) 旅行業約款の制定又は変更の認可 (法 12 の 2 ①)				○						
(9) 旅行者等の事業の廃止等の届出の処理 (法 15 ① ② ③)						○				
(10) 営業保証金についての権利の承継の届出の処理 (法 16 ①)						○				
(11) 旅行者等に対する業務改善命令 (法 18 の 3)				○						
(12) 旅行者等の業務の			○							

	停止及び登録の取消し (法19)																		
	(13) 有効期間満了等に伴う登録の抹消等 (法20①②)						○												
	(14) 旅行者登録簿の閲覧の承認 (法21)							○											
	(15) 旅行者等に対する業務改善命令等に係る聴聞の開催 (法23の2)					○													
	(16) 旅行者等の団体の届出の処理 (法25)					○													
	(17) 旅行者等からの報告の徴収及び立入検査の実施 (法26①②)					○													
	(18) 営業保証金取戻しに係る還付請求に関する証明書の交付 (省令9⑦)						○												
3 通訳案内士法 (昭和24年法律第210号) の施行に関する事務 この項中通訳案内士法を「法」、通訳案内士法施行規則 (昭	(1) 通訳案内士の登録並びにその拒否及びそれに関する意見聴取 (法20, 21)					○													
	(2) 通訳案内士登録証の交付, 訂正及び再交付 (法22, 23②, 24)						○												
	(3) 通訳案内士の登録の				○														

和24年運輸省令第27号)を「省令」という。	抹消及び通知(法25①, 26, 省令22①)																			
	(4) 通訳案内士登録簿の閲覧の承認(法27)								○											
	(5) 通訳案内士の知識及び能力の維持向上に関する措置(法32②)					○														
	(6) 通訳案内士の懲戒及びそれに関する聴聞(法33)				○															
	(7) 通訳案内士からの報告の徴収(法34)					○														
	(8) 登録証の住所地の変更を行った旨の旧住所地を管轄する都道府県知事への通知(省令19③)								○											
	(9) 登録証の回収(省令22②)									○										
	(10) 登録簿の登録の訂正等(省令23)										○									
	4 観光立県かごしま県民条例(平成21年鹿児島県条例第9号。以下この項中「条例」という。)の施行に関	(1) 基本方針の策定及び変更並びにそれらに係る公表(条例8①⑤⑥)		○																
		(2) 観光立県の実現に関する施策の実施状況及びその成果の取りまと		○																

する事務	め並びに県議会への報告並びに公表（条例9）																			
5 観光部門の事業計画及び観光展等に関する事務	(1) 観光関係事業計画の決定				○															
	(2) 観光展の開催及び事業内容の決定				○															
	(3) 博覧会の参加及び事業内容の決定				○															
	(4) 観光展の実施					○														
	(5) 博覧会参加に関する事務の実施					○														
	(6) 観光関係事業の実施					○														
6 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）の施行に関する事務 この項 中外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律を「法」、外国人観光旅客の旅行の容	(1) 外客来訪促進計画の策定及び変更（法4①⑥）		○																	
	(2) 外客来訪促進計画の策定及び変更に係る関係市町村及び観光庁長官との協議（法4②④⑥）		○																	
	(3) 外客来訪促進計画の公表（法4⑤）				○															
	(4) 地域限定通訳案内士試験の実施その他外客来訪促進地域への外国人観光旅客の来訪の促進に関する事業の実施					○														

易化等の促進による国際観光の振興に関する法律施行令(平成18年政令第84号)を「政令」という。	(法4①, 14②)											
	(5) 地域限定通訳案内士試験に係る指定試験機関の指定(法16①)					○						
	(6) 指定試験機関の役員を選任及び解任の認可等(法17)					○						
	(7) 指定試験機関の事業計画等の認可(法18)					○						
	(8) 指定試験機関に対する命令, 報告の徴収及び立入検査の実施(法19, 20)					○						
	(9) 試験事務の休廃止に係る許可(政令4)					○						
	(10) 指定試験機関の指定の取消し等(政令5)					○						
	(11) 知事による試験事務の実施(政令7)					○						

国際交流課

事務の種類	事項	合議先	決 裁 区 分							所長名	備考
			知事	専 決 者					受任者所長		
				副知事	部長	課長	課長補佐	係長			
旅券法(昭和26年法律第267号。以下この項中「法」	(1) 一般旅券発給申請の処理(法3①③)								○	地域振興局長(鹿児島地域振興局)	

という。)の施行に関する事務												長を除く。)支庁長 かがしま県民交流センター副館長
	(2) 一般旅券発給申請の経由 (法3①)									○		かがしま県民交流センター副館長
	(3) 一般旅券の交付 (法8①③, 9③, 12③)									○		地域振興局長 (鹿児島地域振興局長を除く。)支庁長 かがしま県民交流センター副館長
	(4) 一般旅券の渡航先追加申請の処理 (法9①③ [3③])									○		地域振興局長 (鹿児島地域振興局長を除く。)支庁長 かがしま県民交流センター副館長
	(5) 一般旅券の渡航先追加申請の経由 (法9①)									○		かがしま県民交流センター副館長
	(6) 一般旅券の査証欄増補申請の処									○		地域振興局長 (鹿児

	理 (法12①)										島地域振興局長を除く。) 支庁長 かがしま県民交流センター副館長
	(7) 一般旅券の紛失, 又は焼失の届出の処理 (法17①③)									○	地域振興局長 (鹿児島地域振興局長を除く。) 支庁長 かがしま県民交流センター副館長
	(8) 旅券事務に関する諸証明									○	かがしま県民交流センター副館長

世界文化遺産課

事務の種類	事 項	合議先	決 裁 区 分							所長名	備 考
			知 事	専 決 者					受 任 者 所 長		
				副 知 事	部 長	課 長	課 長 補 佐	係 長			
世界文化遺産の管理保全, 普及啓発及び情報発信に関する事務	(1) 世界文化遺産の管理保全, 普及啓発及び情報発信に関する基本方針の決定		○								
	(2) 世界文化遺産の管理保全, 普及啓発及び情		○								

報発信に関する重要な行政上の措置の決定										
(3) 世界文化遺産の管理保全，普及啓発及び情報発信に関する各部間の総合調整			○							
(4) 世界文化遺産の管理保全，普及啓発及び情報発信に関する行政上の措置の決定			○							
(5) 世界文化遺産の管理保全，普及啓発及び情報発信に関する関係機関，団体等との連絡調整				○						
(6) 世界文化遺産の管理保全，普及啓発及び情報発信に関する事業の実施				○						

別表第6環境林務課の表10の項第1号中「除く。）」の次に「並びに軽微な変更に係る届出の処理」を加え、「10①③」を「10①③④」に改め，同項第2号事項の欄を次のように改める。

(2) 信託事業を行う森林組合に係る許可，命令等（法12〔信託法11①④，19②④，46②，57②，58④，62④，63①③，64①，66④，70，73，131④，134②，135①，141②，142①，150①，165①，170①④〕）

別表第6環境林務課の表10の項第3号中「（その変更又は廃止を含む。）の承認」を「の承認（変更又は廃止の承認を含む。）」に改め，「取消し」の次に「並びに軽微な変更に係る届

出の処理」を加え、「19①③」を「19①③④」に改め、同項第 4 号中「(その変更又は廃止を含む。)の承認」を「の承認(変更又は廃止の承認を含む。)」に改め、「取消し」の次に「並びに軽微な変更に係る届出の処理」を加え、「24①③」を「24①③④」に改め、同項中第 23 号を第 26 号とし、第 14 号から第 22 号までを 3 号ずつ繰り下げ、第 13 号を第 14 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(15) 生産森林組合からの清算終了の届出の処理(法99の10)							○				
(16) 生産森林組合の株式会社等への組織変更の認可又は不認可及びその通知並びに認可に係る報告書の徴収及び証明(法100の8, 100の16, 100の22〔78②, 79, 80①②⑤〕)				○							

別表第 6 環境林務課の表 10 の項第 12 号中「認可」の次に「又は不認可及びその通知」を加え、「それに係る報告」を「認可に係る報告書」に、「80②⑤」を「80①②⑤」に改め、同号を同項第 13 号とし、同項第 11 号を同項第 12 号とし、同項第 10 号中「設立認可」を「設立又は解散決議の認可又は不認可及びその通知並びに認可」に改め、「認可に関する」を削り、「80②⑤」を「80①②⑤, 83③」に改め、同号を同項第 11 号とし、同項第 9 号中「83②③④」を「83②③」に改め、同号を同項第 10 号とし、同号第 8 号中「78②」の次に「, 83③」を加え、同号を同項第 9 号とし、同項第 7 号中「並びにそれに係る報告」を「又は不認可及びその通知, 認可に係る報告書」に改め、「証明」の次に「並びに軽微な変更に係る届出の処理」を加え、「61②〔78②, 80②⑤〕」を「61②③〔78②, 79, 80①②⑤〕, 61④」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項第 6 号中「仮理事」を「一時理事の職務を行うべき者」に、「53, 100②〔民法56〕」を「53①③, 98の6」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 森林経営規程の承認(変更又は廃止の承認を含む。)及びその取消し並びに軽微な変更に係る届出の処理(法26の3①③④, 113③)				○							
---	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 廃棄物・リサイクル対策課の表 7 の項第 3 号中「9」の次に「, 15」を加え、同項第 4 号中「14」を「11, 15」に改め、同項第 5 号中「16①」を「12①, 15」に改め、同項に次の 5 号を加える。

(6) 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分等措置の代執行(法13①)				○							
(7) 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分等措置の代執行に要した費用の徴収(法13②)				○							
(8) 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の見込みの公表				○							

(法19〔9〕)										
(9) 保管事業者等からの報告の徴収(法24)				○						
(10) 保管事業者等への立入検査の実施(法25①)				○						

別表第6自然保護課の表中「自然保護課」を「自然保護課(奄美世界自然遺産登録推進室を含む。)」に改め、同表3の項事務の種類欄中「法」の次に「、自然公園法施行令(昭和32年政令第298号)を「政令」を加え、同項中第57号を第64号とし、第35号から第56号までを7号ずつ繰り下げ、同項第34号中「徴収」の次に「若しくは環境大臣への報告の経由」を加え、「立入検査等」を「立入検査」に改め、「35①②」の次に「、政令附則⑥Ⅷ」を加え、「大隅地域振興局長及び大島支庁長は、第19号、第31号及び前号」を「及び大隅地域振興局長は、第26号及び第38号」に改め、同号を同項第41号とし、同項第33号中「国定公園」を「国立公園又は国定公園」に改め、同号を同項第40号とし、同項第32号を同項第39号とし、同項第31号中「処理」の次に「又は環境大臣への届出の経由」を、「33①②」の次に「、政令附則⑥Ⅶ」を加え、同号を同項第38号とし、同項中第30号を第37号とし、第25号から第29号までを7号ずつ繰り下げ、同項第24号中「立入りの」の次に「許可並びに」を加え、「24①③④⑤⑦」を「23③Ⅶ、24①③④⑤⑦、32」に改め、同号を同項第31号とし、同項第23号を同項第30号とし、同項第22号中「処理」の次に「又は環境大臣への届出の経由」を、「20⑧」の次に「、政令附則⑥Ⅶ」を加え、同号を同項第29号とし、同項第21号中「特別地域等内において」を削り、「処理」の次に「又は環境大臣への届出の経由」を、「22⑦」の次に「、政令附則⑥Ⅶ」を加え、同号を同項第28号とし、同項第20号中「処理」の次に「又は環境大臣への届出の経由」を、「22⑥」の次に「、政令附則⑥Ⅶ」を加え、同号を同項第27号とし、同項第19号中「特別地域等内」を「国立公園の特別地域(特別保護地区を除く。)及び海域公園地区内における工作物の新築等の行為の許可若しくは環境大臣への許可の申請の経由又は特別地域等内」に、「及び」を「若しくは」に改め、「22③⑤」の次に「、32、政令附則⑥Ⅵ」を加え、同号を同項第26号とし、同項第18号を同項第25号とし、同項第17号中「国定公園事業」を「国立公園事業に関する環境大臣への報告の経由又は国定公園事業」に、「又は立入検査等」を「若しくは立入検査」に改め、「17①」の次に「、政令附則⑥Ⅴ」を加え、同号を同項第24号とし、同項中第16号を

第23号とし、第7号から第15号までを7号ずつ繰り下げ、同項第6号中

○	大島支 庁長
---	-----------

 を

「

--	--

 に改め、同号を同項第13号とし、同項第5号の次に次の7号を加える。」

(6) 国立公園事業の一部執行に係る環境大臣への協議の申出又は認可の申請の経由(法10②③、政令附則⑥ⅠⅡ)				○				○	大島支 庁長	
(7) 国立公園事業者の氏名等の変更に係る環境大臣への協議の申出又は認可の申請の経由(法10⑥、政令附則⑥ⅠⅡ)				○				○	大島支 庁長	
(8) 国立公園事業に係る軽微な変更の環境大臣への届出の経由				○				○	大島支 庁長	

(法10⑨, 政令附則⑥Ⅲ)																				
(9) 国立公園事業者である法人の合併又は分割による承継に係る環境大臣への協議の申出又は承認の申請の経由 (法12①, 政令附則⑥Ⅳ)					○									○	大島支庁長					
(10) 国立公園事業者の死亡による場合における地位の承継の環境大臣への承認の申請の経由 (法12②, 政令附則⑥Ⅳ)					○									○	大島支庁長					
(11) 国立公園事業の休止又は廃止の環境大臣への届出の経由 (法13, 政令附則⑥Ⅲ)					○									○	大島支庁長					
(12) 国立公園事業の認可の失効の環境大臣への届出の経由 (法14②, 政令附則⑥Ⅲ)					○									○	大島支庁長					

別表第6 自然保護課の表に次の1項を加える。

8 奄美の世界自然遺産登録の推進に関する事務	(1) 奄美の世界自然遺産登録に関する重要な行政上の措置の決定			○																
	(2) 奄美の世界自然遺産登録に関する各部間の総合調整				○															
	(3) 奄美の世界自然遺産登録に関する行政上の措置の決定					○														
	(4) 奄美の世界自然遺産登録に関する関係機関, 団体等との連絡調整						○													
	(5) 奄美の世界自然遺産登録に関する							○												

る普及啓発

別表第 6 自然保護課の表注中「土石」を「, 土石」に, 「限り, 大島支庁長は次に掲げるものを除く」を「限る」に改める。

別表第 6 環境保全課の表 4 の項第 18 号中「23③⑤」を「23②④」に改め, 同項第 19 号中「23④」を「23③」に改め, 同項第 20 号中「23⑥」を「23⑤」に改め, 同表に次の 1 項を加える。

16 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務	(1) 特定特殊自動車の使用者に対する技術基準適合命令(法18①)				○								
	(2) 技術基準適合命令に係る主務大臣への報告(法18②)					○							
	(3) 特定特殊自動車を業として使用する者に対する指導及び助言並びにそれらに係る主務大臣への報告(法28②③)						○						
	(4) 特定特殊自動車の使用からの報告の徴収及びその結果の主務大臣への報告(法29②④)							○					
	(5) 特定特殊自動車の使用者に対する立入検査の実施及びその結果の主務大臣への報告(法30②④)								○				

別表第 6 保健医療福祉課の表 4 の項第 2 号中「29⑤, 30の11, 42の 2 ②」を「27の 2 ①②, 29⑥, 30の11, 30の12②, 30の15⑥, 30の16①, 30の17, 42の 2 ②, 42の 3 ③」に, 「57⑤」を「58の 2 ⑤, 59の 2, 60の 3 ⑤, 61の 3」に改め, 「66②」の次に「, 政令 5 の 5 の 6 ②」を加え, 同項第 14 号中「措置命令(法 7 の 2 ③)」を「措置の命令及び命令に従わなかった場合の公表(法 7 の 2 ③⑦)」に改め, 同項第 15 号中「7 の 2 ④」の次に「, 30の12①〔7 の 2 ④〕」を加え, 同項中第 86 号を第 96 号とし, 第 75 号から第 85 号までを 10 号ずつ繰り下げ, 第 74 号を第 81 号とし, 同号の次に次の 3 号を加える。

(82) 医療法人の認定実施計画の変更の認定 (政令5の5の4①)				○																
(83) 医療法人からの認定実施計画の変更の届出の処理 (政令5の5の4③)										○										
(84) 医療法人の認定実施計画の認定の取消し (政令5の5の6①)				○																

別表第6保健医療福祉課の表4の項中第73号を第80号とし、第69号から第72号までを7号ずつ繰り下げ、第68号を第74号とし、同号の次に次の1号を加える。

(75) 医療法人に対して適当な措置をとることが必要であると認めるときの当該医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事に対する意見の陳述 (法66の3)					○															
---	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6保健医療福祉課の表4の項中第67号を第73号とし、第60号から第66号までを6号ずつ繰り下げ、同項第59号中「又は合併」を「、合併又は分割」に、「57④」を「58の2④、59の2、60の3④、61の3」に改め、同号を同項第65号とし、同項第58号を削り、同項第57号中「定款・」を「定款又は」に、「50③」を「54の9⑤」に改め、同号を同項第64号とし、同項第56号中「50①」を「54の9③」に改め、同号を同項第63号とし、同項第55号を削り、同項第54号中「46の4⑦IV」を「46の8IV」に改め、同号を同項第61号とし、同号の次に次の1号を加える。

(62) 医療法人からの事業報告書等の届出の処理及び閲覧請求の処理 (法52)										○										
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6保健医療福祉課の表4の項第52号及び第53号を削り、同項第51号中「46の3①」を「46の6①」に改め、同号を同項第60号とし、同項第50号中「46の2①」を「46の5①」に改め、同号を同項第57号とし、同号の次に次の2号を加える。

(58) 医療法人が病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合の管理者の一部を理事に加えないことについての認可 (法46の5⑥)				○																
(59) 医療法人の一時役員職務を行うべき者の選任 (法46の5の3②)					○															

別表第6保健医療福祉課の表4の項中第49号を第56号とし、第48号を第55号とし、第47号を第53号とし、同号の次に次の1号を加える。

(54) 社会医療法人の認				○																
---------------	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

定を取り消された医療法人の実施計画の認定 (法42の3)																			
------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6保健医療福祉課の表4の項中第46号を第52号とし、第45号を第51号とし、第44号を第46号とし、同号の次に次の4号を加える。

(47) 報告病院等の開設者等に対する措置の命令及び命令に従わなかった場合の公表 (法30の15⑥, 30の18)				○															
(48) 報告病院等の開設者等に対する措置の要請及び勧告並びに勧告に従わなかった場合の公表 (法30の15⑦ [30の15⑥], 30の17, 30の18)				○															
(49) 病床機能報告対象病院等の開設者等に対する措置の指示及び指示に従わなかった場合の公表 (法30の16①, 30の18)				○															
(50) 病床機能報告対象病院等の開設者等に対する措置の要請及び勧告並びに勧告に従わなかった場合の公表 (法30の16② [30の16①], 30の17, 30の18)				○															

別表第6保健医療福祉課の表4の項中第43号を第45号とし、第42号を第44号とし、第41号を第42号とし、同号の次に次の1号を加える。

(43) 病院又は診療所の病床数削減を内容とする許可の変更のための措置の要請及び勧告並びに勧告に従わなかった場合の公表 (法30の12 [7の2③])				○															
---	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6保健医療福祉課の表4の項中第40号を第41号とし、第32号から第39号までを1号ずつ繰り下げ、第31号の次に次の1号を加える。

(32) 病院又は診療所の開設者等に対する許可条件遵守の勧告及び措置の命令並びに命令に従わなかった場合の公表 (法27の				○															
--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2)

別表第6 社会福祉課の表1の項第5号中「49②」を「50③, 54の6②」に改め、同項第6号及び第7号を次のように改める。

(6) 社会福祉法人の定款変更の認可 (法45の36②)					○									
(7) 社会福祉法人等からの届出等の処理 (法45の36④, 46③, 46の6④⑤, 47の5, 59, 62①, 63①, 64, 67①, 68)								○						

別表第6 社会福祉課の表1の項中第26号を第28号とし、第12号から第25号までを2号ずつ繰り下げ、同項第11号中「56④」を「56⑧」に改め、同号を同項第13号とし、同項第10号中「56③」を「56⑦」に改め、同号を同項第12号とし、同項第9号中「対する」の次に「改善勧告に係る」を加え、「56②」を「56⑥」に改め、同号を同項第11号とし、同項第8号を同項第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 社会福祉法人に対する改善勧告及び勧告に従わなかった場合の公表 (法56④⑤)					○									
---	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6 社会福祉課の表1の項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 社会福祉法人の社会福祉充実計画の承認, 変更承認, 軽微な変更の届出の処理及び終了承認 (法55の2①, 55の3①②, 55の4)					○									
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6 介護福祉課の表3の項第3号中「49②」を「50③, 54の6②」に改め、同項第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 社会福祉法人の定款変更の認可 (法45の36②)					○									
(5) 社会福祉法人等からの届出等の処理 (法45の36④, 46③, 46の6④⑤, 47の5, 59, 62①, 63①, 64, 67①, 68)								○						

別表第6 介護福祉課の表3の項中第21号を第23号とし、第10号から第20号までを2号ずつ繰り下げ、同項第9号中「56④」を「56⑧」に改め、同号を同項第11号とし、同項第8号中「56③」を「56⑦」に改め、同号を同項第10号とし、同項第7号中「対する」の次に「改善勧告に係る」を加え、「56②」を「56⑥」に改め、同号を同項第9号とし、同項第6号を同項第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 社会福祉法人に対する改善勧告及び勧告に従わなかった場合の公表 (法56④⑤)					○									
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6 介護福祉課の表3の項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 社会福祉法人の社会福祉充実計画の承認、変更承認、軽微な変更の届出の処理及び終了承認 (法55の2①, 55の3①②, 55の4)					○														
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6障害福祉課の表1の項第3号中「49②」を「50③, 54の6②」に改め、同項第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 社会福祉法人の定款変更の認可 (法45の36②)					○														
(5) 社会福祉法人等からの届出等の処理 (法45の36④, 46③, 46の6④⑤, 47の5, 59, 62①, 63①, 64, 67①, 68)									○										

別表第6障害福祉課の表1の項中第21号を第23号とし、第10号から第20号までを2号ずつ繰り下げ、同項第9号中「56④」を「56⑧」に改め、同号を同項第11号とし、同項第8号中「56③」を「56⑦」に改め、同号を同項第10号とし、同項第7号中「対する」の次に「改善勧告に係る」を加え、「56②」を「56⑥」に改め、同号を同項第9号とし、同項第6号を同項第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 社会福祉法人に対する改善勧告及び勧告に従わなかった場合の公表 (法56④⑤)					○														
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6障害福祉課の表1の項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 社会福祉法人の社会福祉充実計画の承認、変更承認、軽微な変更の届出の処理及び終了承認 (法55の2①, 55の3①②, 55の4)					○														
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6子ども福祉課の表1の項第3号中「49②」を「50③, 54の6②」に改め、同項第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 社会福祉法人の定款変更の認可 (法45の36②)					○														
(5) 社会福祉法人等からの届出等の処理 (法45の36④, 46③, 46の6④⑤, 47の5, 59, 62①, 63①, 64, 67①, 68)									○										

別表第6子ども福祉課の表1の項中第21号を第23号とし、第10号から第20号までを2号ずつ繰り下げ、同項第9号中「56④」を「56⑧」に改め、同号を同項第11号とし、同項第8号中「56③」を「56⑦」に改め、同号を同項第10号とし、同項第7号中「対する」の次に「改善勧

告に係る」を加え、「56②」を「56⑥」に改め、同号を同項第 9 号とし、同項第 6 号を同項第 7 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(8) 社会福祉法人に対する改善勧告及び勧告に従わなかった場合の公表 (法56④⑤)					○														
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 子ども福祉課の表 1 の項第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 社会福祉法人の社会福祉充実計画の承認, 変更承認, 軽微な変更の届出の処理及び終了承認 (法55の 2 ①, 55の 3 ①②, 55の 4)					○														
---	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 子ども福祉課の表 2 の項第 8 号中「21の 3 ①③」を「21の 2 [19の 20①③]」に改め、同項第 9 号中「21の 4 ①」を「21の 3 ①」に改め、同項第 10 号中「支払い」を「支払」に、「21の 4 ②」を「21の 3 ②」に改め、同表 5 の項事務の種類欄中「規則」の次に「鹿児島県ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱 (平成28年 6 月 1 日制定) を「要綱」を加え、同項に次の 2 号を加える。

(24) 対象講座の指定の可否の決定及びその通知 (要綱 5 ③④)									○		地域振興局長 支庁長								
(25) 給付金の支給の可否の決定及びその通知 (要綱 6 ⑤⑥)									○		地域振興局長 支庁長								

別表第 6 子ども福祉課の表 9 の項第 4 号中「21の 3 ①③」を「19の 20①③」に改め、同項第 5 号中「21の 4 ①」を「21の 3 ①」に改め、同項第 6 号中「21の 4 ②」を「21の 3 ②」に改める。

別表第 6 生活衛生課の表 10 の項第 16 号を次のように改める。

(16) 指定検査機関の指定及びそれに係る公示 (法21①, 23①)					○														
-------------------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 生活衛生課の表 10 の項第 17 号を削り、同項第 18 号中「24②③」を「23②③」に、「 」を「 」に改め、同号を同項第 17 号とし、同項第 19 号を同項第 18 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(19) 指定検査機関の役員の選任及び解任の認可 (法26①)					○														
---------------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 生活衛生課の表 10 の項第 20 号及び第 21 号を次のように改める。

(20) 指定検査機関の検査員の選任及び解任の届出の処理 (法26②)					○														
(21) 指定検査機関の役員又は検査員の解任命令 (法26③)					○														

別表第 6 生活衛生課の表 10 の項第 23 号及び第 24 号を削り、同項第 22 号中「29③」を「29②」

(平成20年法律第33号)の施行に関する事務 この項中中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律を「法」、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行令(平成20年政令第245号)を「政令」、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則(平成21年経済産業省令第22号)を「省令」という。	の通知(法12①,政令2,省令7④)																				
	(2) 支援措置に係る認定の取消し及びその通知(省令9①②③⑥)					○															
	(3) 特別贈与認定中小企業者等からの報告の確認及び確認書の交付(省令12①③⑤⑦⑨⑩⑪⑭)					○															
	(4) 経営承継贈与者の相続が開始した場合の確認及び確認書の交付又は確認をしない旨の決定の通知(省令13①③)					○															
	(5) 経営承継贈与者の相続が開始した場合の確認の取消し及びその通知(省令13④⑤)					○															
	(6) 特定後継者等に対する指導及び助言(法15①)					○															
	(7) 指導及び助言に係る確認(変更の確認を含む。)及び確認書の交付又は確認					○															

	をしない旨の決定の通知（省令16①③，17①②④）												
	(8) 指導及び助言に係る確認の取消し及びその通知（省令18①③）					○							
8 租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務	(1) 非上場株式等についての贈与税及び相続税並びに非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予に係る国税庁長官等への通知（法70の7⑳，70の7の2㉑，70の7の4㉒）					○							
	(2) 非上場株式等についての贈与税及び相続税並びに非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予に係る税務署長からの通知の処理（法70の7㉓，70の7の2㉔，70の7の4㉕）					○							

別表第6 産業立地課の表1の項事務の種類欄中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（）」を「中小企業等経営強化法（）」に、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律を」を「中小企業等経営強化法を」に、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則」を「中小企業等経営強化法施行規則」に改め、同項第4号中「8」を「7」に改め、同項第6号中「28①⑤」を「37①⑤」に改め、同項第7号中「28④⑤」を「37④⑤」に改め、

同項第 8 号中「29①, 30②」を「38①, 39②」に改め, 同項第 9 号中「29②」を「38②」に改め, 同項第 10 号中「29④⑥, 30③」を「38④⑥, 39③」に改め, 同項第 11 号中「30②」を「39②」に改め, 同表中 10 の項を削り, 11 の項を 10 の項とし, 12 の項を 11 の項とし, 13 の項を 12 の項とする。

別表第 6 漁港漁場課の表中 7 の項を 8 の項とし, 6 の項を 7 の項とし, 5 の項の次に次の 1 項を加える。

6 災害対策基本法 (昭和36年法律第223号)の施行に関する事務 この項中災害対策基本法を「法」, 災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)を「政令」という。	(1) 災害時における車両の移動等の命令に係る道路の区間の指定等(法76の6①②, 政令33の3①)				○							
	(2) 災害時における車両の移動等の命令及び自ら行う措置の決定等(法76の6①③)								○	地域振興局長 (始良・伊佐地域振興局長を除く。) 支庁長		
	(3) 災害時における他人の土地の一時使用等(法76の6④)								○	地域振興局長 (始良・伊佐地域振興局長を除く。) 支庁長		
	(4) 車両その他の物件の破損又は他人の土地の一時使用等に係る損失補償の決定(法82①)					○						

別表第 6 かごしま PR 課の表から国際交流課の表までを削る。

別表第 6 農村振興課の表 5 の項第 1 号を削り, 同項第 2 号中「(農地の転用面積が 2 ヘクタール以下のもの)」を削り, 同号を同項第 1 号とし, 同項第 3 号を同項第 2 号とし, 同項第 4 号中「の許可」を削り, 「

○		
---	--	--

」を「

		○
--	--	---

」に改め, 同号を同項第 3 号とし, 同項第 5 号を削り, 同項第 6 号中「(農地の転用面積が 2 ヘクタール以下のもの)」を削り, 同号を同項第 4 号とし, 同項第 7 号を削り, 同項第 8 号中「(農地の転用面積が 2 ヘク

タール以下のもの)」を削り、同号を同項第 5 号とし、同項第 9 号を削り、同項第10号中「(農地の転用面積が2ヘクタール以下のもの)」を削り、同号を同項第 6 号とし、同項第11号中「23Ⅱ」を「16Ⅱ」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第12号中「24」を「17」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項中第13号を第 9 号とし、第14号から第21号までを4号ずつ繰り上げ、第22号を削り、第23号を第18号とし、第24号を第19号とし、同項第25号中「38」を「31」に改め、同号を同項第20号とし、同項中第26号を第21号とし、第27号を第22号とする。

別表第 6 農業経済課の表 9 の項事務の種類欄中「農家負担軽減支援特別資金及び」を削り、同表13の項第16号中「仮理事」を「一時理事若しくは監事の職務を行うべき者」に改め、同項第31号中「清算結了届出」を「清算結了の届出」に、「73の10」を「〔64の2, 64の③〕, 73の10, 80〔73の10〕」に改め、同項第32号中「理事が」を「法人の理事が」に、「仮理事」を「一時理事の職務を行うべき者」に改め、同項中第55号を第57号とし、第54号を第56号とし、第53号を第55号とし、同項第52号中「97の2 XⅡ」を「97 XⅡ」に改め、同号を同項第54号とし、同項中第51号を第53号とし、第50号を第52号とし、第49号を第51号とし、同項第48号中「農事組合法人」を「法人」に改め、同号を同項第50号とし、同項中第47号を第49号とし、第33号から第46号までを2号ずつ繰り下げ、第32号の次に次の2号を加える。

(33) 法人の監事からの報告の処理(法72の24Ⅲ)										○	地域振興局長 支庁長	
(34) 法人の清算等に関する裁判所への意見の申述及び報告(法72の43③④)										○	地域振興局長 支庁長	

別表第 6 農業経済課の表中14の項を削り、15の項を14の項とし、16の項を15の項とする。

別表第 6 河川課の表 4 の項第 2 号中「7①④⑤⑥」を「7①⑤⑥⑦」に改め、同項第 5 号中「13の2」を「13の4」に改め、同項第 7 号中「水位情報通知に係る河川等の指定等」を「洪水に係る水位情報通知に係る河川の指定及び洪水特別警戒水位の決定」に改め、同項中第21号を第22号とし、第10号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、同項第 9 号中「浸水想定区域」を「洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域」に改め、「14」の次に「14の3」を加え、同号を同項第10号とし、同項第 8 号中「水位情報」を「洪水及び高潮に係る水位情報」に、「13の2」を「13の3, 13の4」に改め、同号を同項第 9 号とし、同項第 7 号の次に次の1号を加える。

(8) 高潮に係る水位情報通知に係る海岸の指定及び高潮特別警戒水位の決定(法13の3)					○							
---	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 港湾空港課の表 1 の項第10号中「37の3①②」を「37の11①②」に改め、同項第35号中「37の3②」を「37の11②」に改め、同表中13の項を削り、12の項を13の項とし、5の項から11の項までを1項ずつ繰り下げ、4の項の次に次の1項を加える。

5 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の施行に関する事務 この項中災害対	(1) 災害時における車両の移動等の命令に係る道路の区間の指定等(法76の6①②, 政令33の3①)					○						
	(2) 災害時に									○	地域振	

策基本法を「法」、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）を「政令」という。	おける車両の移動等の命令及び自ら行う措置の決定等（法76の6①③）										興局長 支庁長
	(3) 災害時における他人の土地の一時使用等（法76の6④）								○		地域振興局長 支庁長
	(4) 車両その他の物件の破損又は他人の土地の一時使用等に係る損失補償の決定（法82①）					○					

別表第6 建築課の表中12の項を削り，13の項を12の項とし，14の項から17の項までを1項ずつ繰り上げ，同表18の項事務の種類欄を次のように改める。

18 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の施行に関する事務 この項中建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律を「法」、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国

土交通省
令第5号)
を「省令」
という。

別表第6 建築課の表18の項中第8号を第20号とし、第1号から第7号までを12号ずつ繰り下げ、同項に第1号から第12号までとして次の12号を加える。

(1) 建築主等に対する建築物に係る指導及び助言（法8）					○				○	地域振興局長 支庁長	
(2) 建築主に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定及び結果の通知（法12①②③④⑤）					○				○	地域振興局長 支庁長	
(3) 国等の機関の長に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定及び結果の通知（法13②③④⑤⑥）					○				○	地域振興局長 支庁長	
(4) 建築主に対する特定建築物に係る基準適合命令（法14①）					○				○	地域振興局長 支庁長	
(5) 国等の機関の長に対する特定建築物に係る基準適合要請（法14②）					○				○	地域振興局長 支庁長	
(6) 建築物エネルギー消費性能適合性判定の委任及びそれに係る公示（法15①，省令8，9）					○						
(7) 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出者に対する提出に係る計画に係る指示及び命令（法16①②）					○				○	地域振興局長 支庁長	
(8) 国等の機関の長に対する通知に係る計画に係る協議の要求（法16③）					○				○	地域振興局長 支庁長	
(9) 特定建築物に係る報告の徴収及び立入検査（法17①）					○				○	地域振興局長 支庁長	
(10) 建築主からの建築物の建築に関する届出の処理並びに届出					○				○	地域振興局長 支庁	

に係る計画に係る指示及び命令（法19，法附則 3 ②③④）										長
(11) 国等の機関の長からの建築物の建築に関する通知の処理及び通知に係る計画に係る協議の要求（法20②③，法附則 3 ⑦⑧）				○					○	地域振興局長 支庁長
(12) 建築物に係る報告の徴収及び立入検査（法21①，法附則 3 ⑨）				○					○	地域振興局長 支庁長

別表第 6 建築課の表18の項に次の 1 号を加え，同項を同表17の項とする。

(21) 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付（省令 11，29）				○					○	地域振興局長 支庁長
---	--	--	--	---	--	--	--	--	---	---------------

別表第 6 危機管理防災課の表 1 の項第 4 号中「変更」の次に「に関する協議」を加え，同項第16号中「公衆電気通信設備等」を「電気通信設備等」に改め，「57」の次に「，61の 3」を加え，同項中第37号を第44号とし，第36号を第43号とし，同項第35号中「36の 2 ②」を「36の 3 ②」に改め，同号を同項第42号とし，同項第34号中「36の 2 ①」を「36の 3 ①」に改め，同号を同項第41号とし，同項第33号中「届出」の次に「並びに議会への報告」を加え，「28③，31③」を「28③④，31③④」に，「 ○」を「○ 」に改め，同号を同項第40号とし，同項第32号中「86の 7 ②」を「86の16②」に改め，同号を同項第36号とし，同号の次に次の 3 号を加える。

(37) 避難の指示等の措置の代行に係る事務の市町村長への引継ぎ（政令23の 2 ①）				○						
(38) 市町村長に対する事務の代行の終了及び代行した避難の指示等の措置の通知（政令23の 2 ②）				○						
(39) 災害時における事務の委託に関する協議（政令28①②，31 ①②）			○							

別表第 6 危機管理防災課の表 1 の項第31号中「86の 7 ①，86の 9」を「86の16①，86の18」に改め，同号を同項第35号とし，同項第30号中「86の 6」を「86の12」に改め，同号を同項第32号とし，同号の次に次の 2 号を加える。

(33) 指定公共機関等への被災者の運送の要請等（法86の14）				○						
(34) 安否情報の提供等（法86の15①③④）				○						

別表第 6 危機管理防災課の表 1 の項第 29 号中「86 の 4 ①②」を「86 の 10 ①②」に改め、同号を同項第 31 号とし、同項第 28 号中「86 の 3 ②③④⑧⑨⑫⑬, 86 の 5」を「86 の 9 ②③④⑧⑨⑫⑬, 86 の 11」に改め、同号を同項第 30 号とし、同項中第 27 号を第 29 号とし、第 23 号から第 26 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同項第 22 号中「都道府県知事等」の次に「又は指定行政機関の長等」を、「要求」の次に「等」を、「74 ①」の次に「, 74 の 3」を加え、同号を同項第 24 号とし、同項中第 21 号を第 23 号とし、第 17 号から第 20 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同項第 16 号の次に次の 2 号を加える。

(17) 災害発生時における市町村の事務である避難の指示等の措置の全部又は一部の代行及びその旨の公示 (法 60 ⑥⑦)				○															
(18) 避難の指示等の措置に関する市町村への助言 (法 61 の 2)					○														

別表第 6 危機管理防災課の表 5 の項中第 42 号を第 47 号とし、第 10 号から第 41 号までを 5 号ずつ繰り下げ、第 9 号の次に次の 5 号を加える。

(10) 県の国民の保護に関する計画の作成に係る他の都道府県知事の意見の聴取及び内閣総理大臣との協議 (法 34 ④⑤)					○														
(11) 県の国民の保護に関する計画の作成に係る議会への報告, 市町村長等への通知及び公表 (法 34 ⑥)						○													
(12) 県の国民の保護に関する計画の作成に係る関係指定行政機関の長等に対する協力の要求 (法 34 ⑦ [33 ⑥])							○												
(13) 県の国民の保護に関する計画の変更 (軽微なものを除く。) (法 34 ③④⑤ ⑥⑦⑧)				○															
(14) 県の国民の保護に関する計画の変更 (軽微なものに限る。) (法 34 ③④⑥ ⑦⑧)								○											

別表第 6 危機管理防災課の表に次の 1 項を加える。

7 地震防災対策特別措置法 (平成 7	地震防災緊急事業五箇年計画の作成 (変更を含					○													
---------------------	------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年法律第111号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務	む。）並びにそれに係る関係市町村長の意見の聴取及び内閣総理大臣との協議（法2）													
----------------------------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。